

○議事日程

令和4年12月6日（火） 第2日

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岐南町一般会計補正予算について) |
| 第 3 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岐南町水道事業会計補正予算について) |
| 第 4 | 議案第42号 | 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第43号 | 岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する
条例について |
| 第 6 | 議案第44号 | 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 第 7 | 議案第45号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について |
| 第 8 | 議案第46号 | 岐南町南町民センターの指定管理者の指定につい
て |
| 第 9 | 議案第47号 | 令和4年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第10 | 同意第 5号 | 岐南町固定資産評価員の選任同意について |
| 第11 | 陳 第 1号 | 北小学校グラウンドに関する陳情について |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

- | | | | | |
|---|---|-----|----|---|
| 1 | 番 | 長谷川 | 淳 | 君 |
| 2 | 番 | 村山 | 博司 | 君 |
| 3 | 番 | 松本 | 暁大 | 君 |
| 4 | 番 | 三宅 | 祐司 | 君 |
| 5 | 番 | 後藤 | 友紀 | 君 |
| 6 | 番 | 松原 | 浩二 | 君 |
| 7 | 番 | 櫻井 | 明 | 君 |
| 8 | 番 | 渡邊 | 憲司 | 君 |

9 番 木 下 美津子 君
10 番 岩 田 晴 義 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小 島 英 雄 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
教 育	長	野 原 弘 康 君
会 計 管 理 者		井 上 哲 也 君
総 務 部	長	小 関 久 志 君
総 合 政 策 部	長	三 輪 学 君
福 祉 部	長	中 村 宏 泰 君
土 木 部	長	安 田 悟 君
住 民 部	長	堀 場 康 伸 君
財 政 課	長	服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課	長	摺 田 真 広 君
総 務 課 主 幹		岩 田 和 之 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	岩 田 恵 司
書 記	朝 倉 修 一

開議

午前10時 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日出席すべき記野雅之総務課長が所用で欠席のため、代わって岩田和之総務課主幹が出席しておりますので、ご承知おきください。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番

松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両名を指名します。



第2 承認第4号

- 議長（後藤友紀君） 日程第2、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岐南町一般会計補正予算について）を議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岐南町一般会計補正予算について）は、原案のとおり承認されました。



第3 承認第5号

- 議長（後藤友紀君） 日程第3、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岐南町水道事業会計補正予算について）を議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岐南町水道事業会計補正予算について）は、原案のとおり承認されました。



第4 議案第42号

○議長（後藤友紀君） 日程第4、議案第42号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありますか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 皆さん、おはようございます。議長に許可いただきましたので、42号について2項目についてお尋ねいたします。

1つ目、初期導入時期・窓口と決済方法をお聞きします。

2つ目、その後順次導入窓口とその時期及びキャッシュレス化総合計画をお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員の質疑にお答えいたします。

導入時期につきましては、令和5年3月より運用できるようにしてまいります。

また、日常的に決済が行われ、導入後にキャッシュレス決済の利用が見込まれる住民課の窓口を導入するものでございます。

決済方法につきましては、クレジットカード、電子マネー、コード決済などに対応いたします。今のところ、中央公民館、総合体育館などに設置を検討しております。

来年度以降、DX担当係を新設する予定でございますが、そのDX担当係においてキャッシュレス決済も含めDXの取組の中で検討をしております。

以上でございます。

- 議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号については、総務住民常任委員会に付託します。



第5 議案第43号

- 議長（後藤友紀君） 日程第5、議案第43号 岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号 岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号については、福祉土木常任委員会に付託します。



第6 議案第44号

- 議長（後藤友紀君） 日程第6、議案第44号 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可いただきましたので、1点お尋ねいたします。

これが採用された場合、実現された場合、次年度以降の退職者及び新規採用者数の予想推移のその実態をお聞かせください。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員のご質問にお答え申し上げます。

次年度以降の定年退職者の予定につきましては、令和5年度は定年が61歳になる年であり、0人でございます。令和6年度は4人、令和7年度は定年が62歳になる年であり、0人。令和8年度は2人。令和9年度は定年が63歳になる年であり、0人。令和10年度は1人。令和11年度は定年が64歳になる年であり、0人。令和12年度は4人。令和13年度は定年が65歳になる年であり、0人。令和14年度から定年が65歳になり、定年退職者が毎年出ます。

新規採用者につきましては、現時点では業務量、また定年退職者以外の退職者が把握できていないため、新規採用職員数につきましては未定ですが、退職者が出ない年度も含めて、世代の空白期間がないよう計画的に職員採用を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号については、総務住民常任委員会に付託します。



第7 議案第45号

○議長（後藤友紀君） 日程第7、議案第45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号については、総務住民常任委員会に付託します。



第8 議案第46号

○議長（後藤友紀君） 日程第8、議案第46号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可いただきましたので、1点お尋ねいたします。

当該施設の人件費について、その単価は他の町民センターと同額となるのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員のご質問、当該施設の人件費単価は他の町民センターと同額かお聞かせくださいについてお答えいたします。

岐南町南町民センターの指定管理料は、当該施設を維持管理していくための経費と、運営する人件費などの必要な経費から、施設の利用者の利用料を差し引いて算出しております。その人件費につきましては、過去の勤務時間数に県の最低賃金を確保した時給単価を基に算出しております。

一方、他の町民センターの人件費につきましては、パートタイム会計年度職員の賃金を基に算出しておりますので、南町民センターの人件費と他の町民センターの人件

費は同じ単価で算出しているものではございません。

以上でございます。

- 議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号については、総務住民常任委員会に付託します。



第9 議案第47号

- 議長（後藤友紀君） 日程第9、議案第47号 令和4年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

1番 長谷川 淳議員。

- 1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、2点質問をさせていただきます。

一般会計補正予算の7ページの地方債補正についてですが、学校施設環境改善事業債が起債されておりますが、こちらはどこから借りる予定か、こちらを教えてくださいたいです。

もう1点ですが、17ページ、款10教育費、項02小学校費、目01学校管理費の区分節14の工事請負費、こちら東小学校と西小学校のトイレの改修工事ですね、和式を洋式にしたり、小便器をなくしたり、多目的トイレを造ったりというところですが、こちらの単純にトイレの入替えだけの金額にしては少しちょっと大きいのかなと思うのですが、このトイレの改修に伴ってほかに附帯する工事というか、ほかにも行う工事等あれば、そちらを教えてくださいたいです。

以上2点、よろしくお願いいたします。

- 議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 長谷川議員のご質問、8,200万円の地方債の発行はどこから借りるのかについてお答えを申し上げます。

今回、第4表地方債補正で計上いたしました学校施設環境改善事業債につきましては、財政融資資金を予定しておりますので、借入先は東海財務局となります。

なお、8,200万円につきましては、限度額でございますので、実際の借入額は工事の契約額から国庫補助金を差し引いた額の75%を令和5年度に借入れする予定でございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 長谷川議員の質疑にお答えいたします。

現在、東小学校、西小学校ともに給排水管や床面は建設当時のものを使用しております。一般的に水回りの工事費は高くなる傾向がありますが、この工事請負費には床をはつり、給排水管の取替え、手洗いを自動水栓にし、床面を湿式から乾式へ、タイルの壁も剥がれて落ちる可能性があるため、化粧ケイカル板の壁に改修する工事でございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） おはようございます。3番議員、松本です。議長のお許しをいただきましたので、光熱費に関連して2点質問のほうをさせていただきます。

1つ目ですが、コロナからの世界的な経済活動の再開、ウクライナ情勢、円安の影響などによって電気やガスなどの光熱費が高騰し、各費目で増額されています。その中で役場、公共施設、学校など、それぞれ節電への取組はどのようにして行われていますか。

2点目、照明機器においては低圧ナトリウム灯が既に生産中止、水俣条約の発効や汚染防止の法律の施行に伴って水銀ランプが2020年6月に生産中止となり、高圧ナトリウム灯も脱水銀に向けて交換をしていく必要があると思います。これらの代替とも言われるLEDを、この電力の高騰に合わせて省エネ、高寿命のLEDへ交換していく考えはありますか。

この2点について質問のほうをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松本議員の1番目の質問についてお答えを申し上げます。

ウクライナ情勢、LNGの世界的な需給の逼迫など、収束が見通せない中で、今後

急激な気温低下による電力需要の増加が発生することが予想され、中部電力からも12月から3月までの間、節電への協力要請がなされております。

役場につきましては、暖房の室温は20度を目安にするとともに、サーキュレーターなどを使用し、空気の循環を行い、無駄な明かりは小まめに消すように注意喚起をいたします。さらに、機能性素材を活用した上着等の着用や膝掛けなどを利用した体温調整など、ウォームビズを推奨いたしてまいります。また、職員の時間外勤務の抑制に努め、健康管理の徹底と電気代の削減に努めてまいります。特に、使用電力が大きいのがエアコンでございりますが、コロナ禍ということでもあり、換気を徹底しつつ節電に心がけるよう努めてまいります。

やすらぎ苑、くつろぎ苑、老人福祉センター、町民センター、小中学校における節電の取組は適切な温度管理と適切な換気、小まめに電気を切るなどの取組を徹底してまいります。

また、小中学校につきましては、校長会にて電気代の高騰について説明し、節電等の協力要請をいたすとともに、室内の二酸化炭素濃度の測定器を配備し、換気の程度を把握し、感染症対策も併せて実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 松本議員の質疑にお答えします。

照明機器においては、小中学校の体育館は、岐南中学校が既にLED化されております。西小学校につきましては、このたびの補正予算にて計上をさせていただきました。東小学校、北小学校の体育館、及び総合体育館については、順次LED化してまいります。

また、屋外運動場の照明器具については、小中学校の4か所、羽栗グラウンドに設置されております。各グラウンドの使用頻度なども勘案しながら、撤去も含めてLED化の検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 10番議員、岩田でございます。質疑につきましては通告しておりませんので、行き当たりばったりのがちんこになってしまいますけど、恐らく回答が出てくると思いますので、お願いしたいと思います。

西小学校、東小学校のトイレ改修だったですかね、当然のことながら公共工事というものは非常に高い単価で持ってきます。当然、設計に基づく設計価格の中で今年度

の5月の積算資料ないしは建設物価の単価を見ながら、それに対する例えば営繕管理費、一般管理費、経常管理費を合わせて、普通の単価よりも非常に高くなりますが、5,000万以上でございまして、当然一般競争入札でございまして、予定価格は公表されますので、それに近い状態で持ってくると思います。

それはそれで経済を回すということで、予定価格にやはりできる限り近い状態で、みんなが税金を納めていただけるような、そういう状態になると非常にいいわけですが、改善点といたしまして、そのような高い単価をいかに抑えるかということ。予定価格というのは恐らく昔であれば、5%とか10%とか出てきた設計価格に対して予定価格を定めておりましたが、今出てきたものを100%出しておるとというのが国交省の考え方でございまして、それはそれでいいわけでありまして。

そこで、努力をしなければならないことはどういうことかと申しますと、役場の職員がそれだけの技術力があるかないか、そういうことを踏まえながら、やはりそれをチェックする能力がなきゃならないと。みんな業者任せということが、今日のこういうような高い公共事業になってしまうというのが町村の悩みでございまして。市の場合であれば、当然それなりの技術者がおるわけでございまして、その技術者によるチェックと工事のチェックというものができて、やはりそれなりのものができるわけでありまして。町村にそれを求めることは、過去ずっと何十年の中では、これは土台無理と言いつつでも、やはり努力をするというような中で、やはりたとえ少しでも、10万円でも20万円でも安くなるという、そういうことが大事でございまして。

そういう中で再度ここで質問させていただくのは、その単価を定める、その金額を定める根拠、どういうふうな、例えば8,000万なら8,000万という根拠を出したか。坪単価でもったらずごい単価になるから、皆さんが高いやないかなということをおかしいとおかしい。思わないこと自身がおかしい。

私は高いなと思います。水回りは当然高いに決まっています。普通住宅であるならば、100万なら水回りは200万、300万、坪単価かかりますから、そういうようなミラクルの中の単価、これも税金でございまして、そこらをしっかりとその根拠を説明していただきたい。根拠が説明できなければ、将来やはり改善すべきであるというふうに思うわけでありまして。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

国交省の設計単価のほうですけれども、積算の仕方につきましては、経費等、これについては決められております。積み上げていきまして、それを経費率、その辺は決

まっておりますので、こちらのほうは国交省の経費率に基づいて計算のほうをさせていただきます。

あと、単価につきましては、建設物価とか公共工事の単価表がございますので、こちらのほうを拾ってやります。それ以外、そこにはないものにつきましては、見積もりを取りまして、こちらの安いところを採用するということにしております。

また、工事監理のほうですね、工事監理業務のほうも委託のほう出しておりますし、職員のほうにつきましても、今のところ、現在ですと長くみえる職員がおりますので、十分でないところもあるかもしれませんが、その辺は工事監理のほうと密にしながら工事のほうを監理してまいります。

以上でございます。

〔「役場でやっておるといことですね」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、再度質問しますけれども、今の回答の中でちょっと不十分やもんで、きちっと答えていただきたいのは、いろいろなそういう単価から工事から何から役場の中でチェックをしているというようなことであるのかないのか、そこをお答えしていただきたいと思います。もし、してないということになれば、たとえ少しでも努力をするというようなことも一言言っていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 岩田議員の質疑にお答えいたします。

実施設計で上がってきた設計書につきましては、担当の者がチェックをいたします。国交省の経費率はもちろんですけども、単価についても建設物価、見積書等、チェックをいたしております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可いただきましたので、47号について大きく3項目一気にお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、7ページ、第4表地方債補正「償還の方法」に説明してございますが、その中にある“ただし”書きの運用の実態をお聞かせください。この“ただし”書きというのはこのように書かれてございます。「地方財政の都合により、据え置き期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還、もしくは低利に借り換えることができる」とし

ております。これに基づいてやっていただくのが最高なのですが、その実態をお聞かせください。

2つ目、14、15ページの私立保育所委託費負担金が約1,000万減に対し、同幼稚園に対しては1,661万7,000円の増になっております。片方は減であり、片方は増であると、この辺のその実際、どうしてこういうことになっているのか、状態をお聞かせください。

3つ目、16ページ、商工費の説明欄にある103協力負担金の内容をお聞かせください。

以上、3点です。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員のご質問、償還方法のただし書きの運用実態についてお答え申し上げます。

こちらのほうの実績といたしましては、過去において国が厳しい地方財政の状況を踏まえまして、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として財政融資資金の補償金免除繰上償還を認めた制度がございます。これを利用しまして、平成20年度に借換えを実施いたしました。以後、同様の制度がございますので、近年ではただし書きの運用実績はございません。

今後このような特例措置が適用される場合、そのときの財政状況を勘案し実施できるよう、この規定を定めております。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

令和元年10月からスタートしました保育・教育の無償化以降、町外の私立幼稚園に入園を希望する保護者が増加傾向にございます。本年11月に試算しました私立保育所の利用者数の実績値の見込みが令和4年度当初予算の見込みを下回ったことから、委託費の不用額1,055万6,000円を減額補正させていただきました。当初予算では支出額を約3億5,559万円と見込んでおりましたが、本年前期の実績値を参考に、入所数を延べ3,859人から111人減少と見込み、支出額を約3億4,503万円といたしました。

一方、私立幼稚園施設等利用費負担金につきましては、令和4年度当初予算では、私立幼稚園入園者数を延べ1,592人、負担金を約4,092万円と見込んでおりましたが、本年11月末の実績見込みを試算したところ、入園者数が延べ2,245人、負担金約5,770万円となり、1,661万7,000円を増額補正させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員のご質問、商工費協力負担金の内容についてお答えいたします。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力負担金は、飲食店や遊興施設などへの営業時間短縮や酒類の提供停止など、要請に応じた店舗に対しての協力金における町の負担金でございます。

内訳は、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の第9弾として、令和4年1月21日から3月6日の45日間、87件が862万3,000円、第10弾として、令和4年3月7日から3月21日の15日間、85件が258万3,000円でございます。合わせて1,120万6,000円が県より負担金として提示されましたので、今回補正予算として計上するものでございます。なお、町が負担する割合につきましては、支給額の5%でございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第47号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第47号 令和4年度岐南町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第10 同意第5号

○議長（後藤友紀君） 日程第10、同意第5号 岐南町固定資産評価員の選任同意についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。同意第5号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、同意第5号 岐南町固定資産評価員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。



第11 陳第1号

○議長(後藤友紀君) 日程第11、陳第1号 北小学校グラウンドに関する陳情についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長(後藤友紀君) 本案件については既に説明が終わっております。

お諮りします。ただいま議題となっております陳第1号 北小学校グラウンドに関する陳情については、総務住民常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長(後藤友紀君) ご異議なしと認めます。よって、陳第1号については、総務住民常任委員会に付託します。



散会

○議長(後藤友紀君) 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から12月14日までの8日間は議事の都合により休会とし、12月15日午前10時から会議を開きます。

午前10時43分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

松 本 暁 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司